鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開·個人情報保護運営審議会 会長 安 冨 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について(答申)

鎌倉市個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、令和元年 10 月 30 日付け 鎌下水第 2771 号をもって諮問のありましたオンライン結合による個人情報の処理に つきましては、令和 2 年 1 月 16 日の審議会で説明された内容で適当なものと認めま したので答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び 利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

取扱いに係る個人情報の性質に照らし、オンライン結合による個人情報の提供にあたっては、瞬時かつ大量に個人情報を取扱うことが可能になるため、情報の安全性など適正な取扱いの確保に努め、個人情報の保護と鎌倉市情報セキュリティポリシー(平成23年6月8日全部改定、平成31年4月18日最終改定)に配慮してより一層慎重な対応に心がけることを求めます。

鎌倉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問事案

番号	業務	業務の概要	業務主管課名	導入年度
	名			
2	下水道管	下水道管路施設の維持管理に係る現	下水道河川課	令和2年度
	路施設に	場確認や住民対応の一部を民間事業		
	係る現場	者に委託するもの。下水道管路管理		
	対応委託	クラウドサービスを利用し、下水道		
	事務	管路施設の維持管理に必要な情報		
		(施設の構造、点検・調査・修繕記		
		録、要望情報等)をインターネット		
		を介して委託事業者と共有すること		
		で、迅速に現場対応を行う。		